

Advantage Partnership Lawyers

不当解雇 *The Fair Work Act 2009*

今年からThe Fair Work Act 2009 が導入され、不当解雇されたと思われる元従業員は解雇されてから14日以内に不当解雇の申請をしなければなりません。但し、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

従って解雇した従業員が法定期間過ぎて不当解雇の申請をした場合、元雇用主のような事情で遅延したのかを吟味する必要があります。

判例として建設的解雇の事例があります。雇用主が非雇用主を自主的に退職せざる負えない状況に持ち込みました。従業員は退職後精神的病で2週間程寝込みました。病から立ち直った後法律事務所の広告を見つけた元従業員は不当解雇の権利を知りました。しかし、不当解雇の申請をした時には法的期限から既に1週間が経過しておりました。

元非雇用主の弁護団は退職直前に元非雇用主は別の弁護士事務所から助言を求めた事実を裁判所に提出致しました。しかし、裁判所は時効切れであるとして申請を却下致しました。元非雇用主が普通の状況下に置かれて否かつた事を裁判所は認めたものの特別の事情とは認めませんでした。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net